

平成26年度 税制改正要望項目

平成25年8月
金 融 庁



平成26年度税制改正要望における 主要要望項目

1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大のための税制上の措置

- ◆ NISA(少額投資非課税制度)の利便性向上
- ◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)
〔金融庁主担、財務省・農水省・経産省が共同要望〕

2. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置

- ◆ 個人事業者に係る事業再生税制の創設〔金融庁主担、内閣府・復興庁・経産省が共同要望〕
- ◆ 事業再生に係る固定資産税の特例の創設〔金融庁主担、内閣府・復興庁・経産省が共同要望〕
- ◆ 地域経済活性化支援機構に係る企業再生税制の適用の拡大〔内閣府主担〕
- ◆ 経営者の私財提供に係る非課税措置の東日本大震災事業者再生支援機構への適用〔復興庁主担〕

3. 国際的な金融取引の活性化に向けた税制面の対応

- ◆ 国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)
- ◆ 日本版スーク(イスラム債)に係る非課税措置の恒久化

1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大のための税制上の措置(1)

◆NISA(少額投資非課税制度)の利便性向上

【現状及び問題点】

○ 平成26年1月より開始されるNISAの普及・定着により、自助努力に基づく家計の資産形成の支援・促進と、経済成長に必要な成長マネーの供給拡大の両立を図ることが期待されている。

○ しかし、現在導入が予定されているNISAについて、

- ・ 同一勘定設定期間内(最長4年間)における口座開設金融機関の変更ができない
 - ・ 一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間内の再開設ができない
- 等、利用者にとって不便な点がある。

⇒NISAの普及・定着を図る観点から、早期に同制度の利便性向上・手続の簡素化を図る必要。

【要望事項】

○NISA口座開設等の柔軟化

- ①一年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更を認めること
- ②NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座を再開設することを認めること

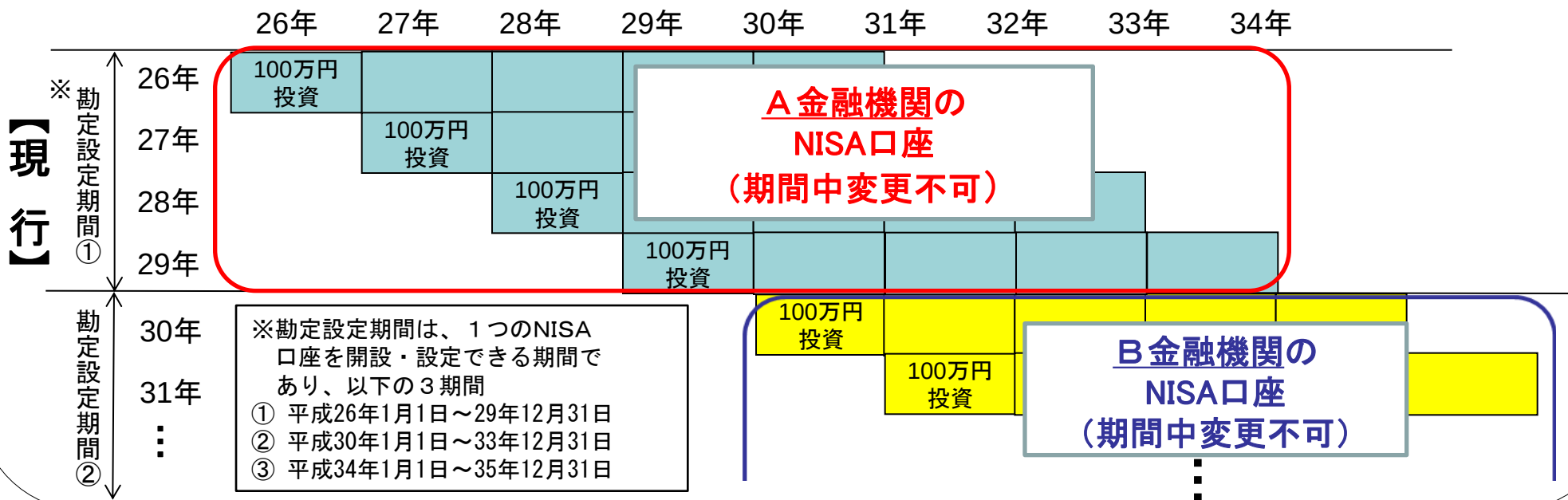
○NISA口座開設手続等の簡素化

NISA口座開設時の重複口座確認については、社会保障・税番号制度を用いることとし、口座開設時における住民票の写し等の提出を不要とすること

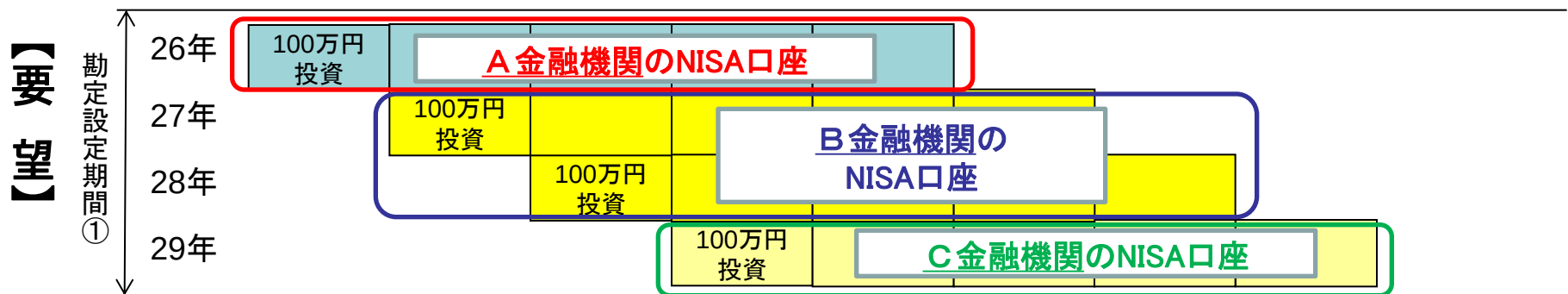
① NISA口座を開設する金融機関の変更

同一勘定設定期間※内(最長4年間)は、NISA口座を開設する金融機関の変更はできない。

⇒金融機関によって取扱商品が異なるが、顧客は投資ニーズに応じて金融機関を変更することができない。



一年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更を認めること。

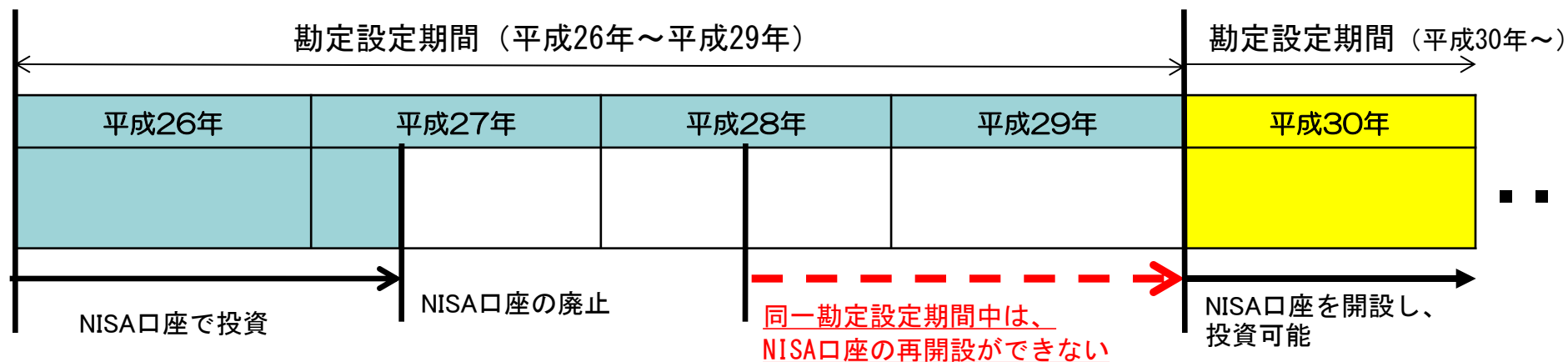


② NISA口座廃止後の再開設

一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間中は、NISA口座を再開設できない。

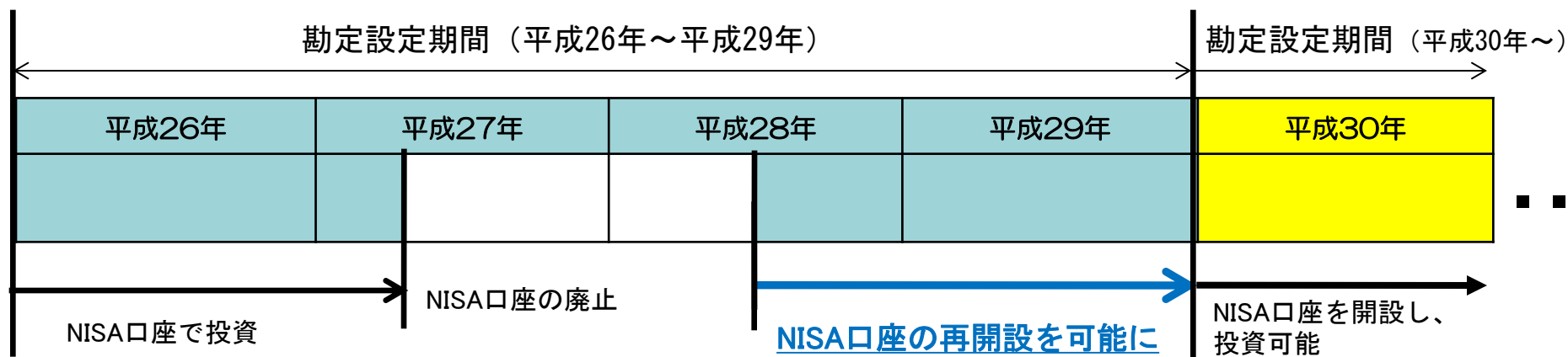
(例) 海外転勤等でNISA口座を廃止した場合であっても、同一勘定設定期間中は帰国後のNISA口座の再開設ができない

【**現
行**】



NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座の再開設することを認めること。

【**要
望**】



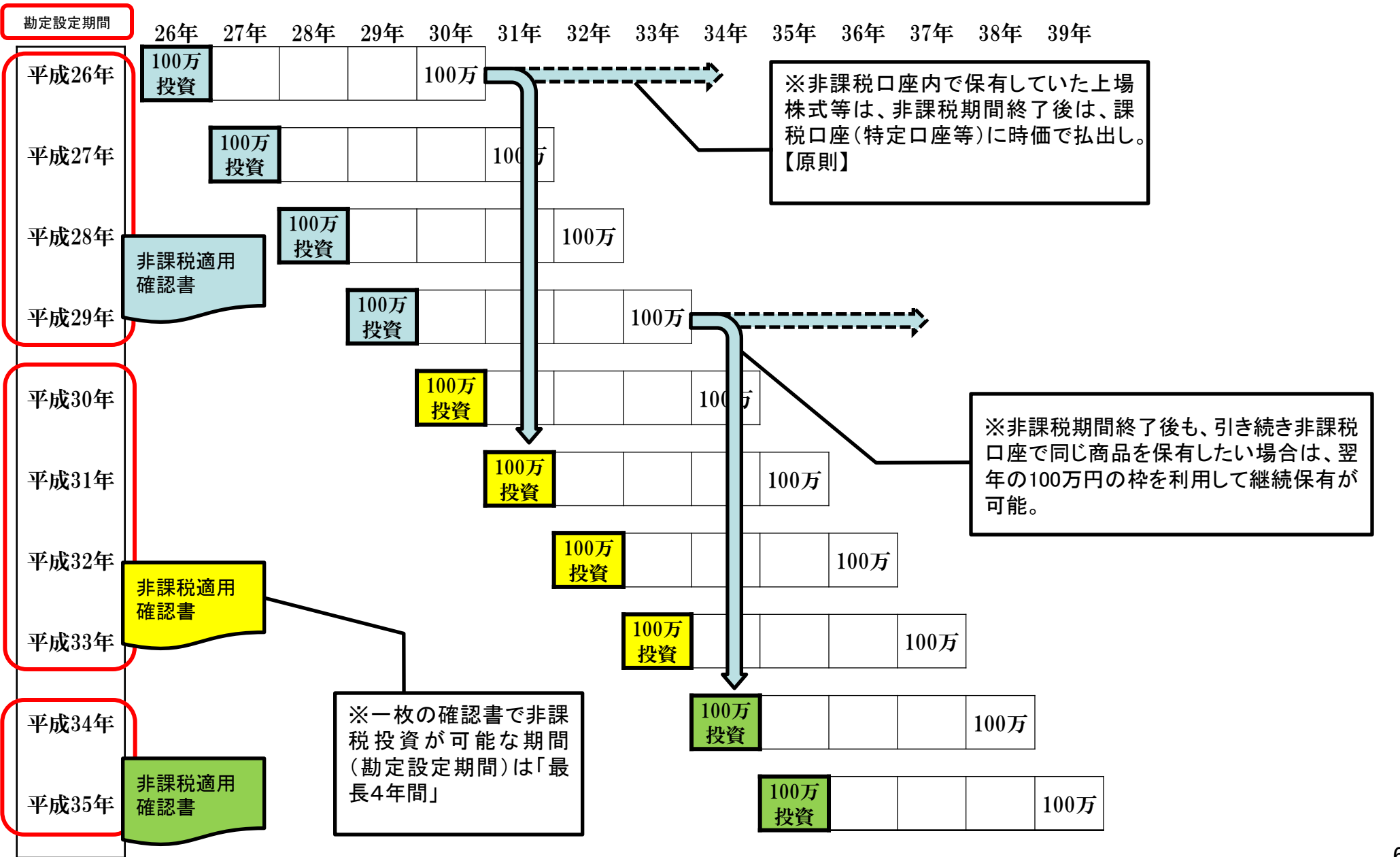
参考:NISAの概要

【趣旨】

①家計の安定的な資産形成の支援及び②経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること

項 目	摘 要
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限（ロールオーバーも可能）
投資可能期間	10年間（平成26年～平成35年）
非課税期間	投資した年から最長5年間
途中売却	自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	一人一口座
導入時期	平成26年1月（20％本則税率化にあわせて導入）

参考:NISAのイメージ



1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大のための税制上の措置（2）

◆金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

【現状及び問題点】

- 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。
- 平成25年度税制改正において、損益通算の範囲が特定公社債等にまで拡大されたところであるが、デリバティブ取引・預貯金については、未だ損益通算が認められていない現状。

【要望事項】

金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金についても拡大すること。
特に、総合取引所に係るデリバティブ取引については、早期に実現すること。

金融商品に係る課税方式（現状）

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		25年改正により、28年1月から 損益通算が認められる範囲
預貯金	源泉分離	—	

【平成25年度税制改正大綱（抜粋）】

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、対象に公社債等を含める今回の改正を踏まえつつ、総合的な取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。

(参考) 金融所得課税の国際比較(網掛け部分が損益通算の対象)

日本 (平成28年1月～)

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離課税 (20%) ^(注1)	申告分離課税 (20%)
特定公社債・公募公社債 投信	申告分離課税 (20%)	申告分離課税 (20%)
デリバティブ取引	申告分離課税(20%)	

※上場株式等、先物取引等の損失については、それぞれの範囲内で**3年間**の損失繰越可能

イギリス

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	段階的課税 (10%, 32.5%, 37.5%)	段階的課税 (18%, 28%)
債券・公社債投信	段階的課税 (10%, 20%, 40%, 45%)	非課税
デリバティブ取引	申告分離課税(18%, 28%)	

※譲渡所得(株式・土地等)の範囲内で**無期限**に繰越可能

ドイツ

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	申告分離課税(25%)	申告分離課税(25%) ^(注5)
債券・公社債投信	申告分離課税(25%)	申告分離課税(25%)
デリバティブ取引	申告分離課税(25%)	

※金融所得の範囲内で**無期限**の繰越可能

アメリカ

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	段階的課税 (0%, 15%, 20%)	長期: 段階的課税 (0%, 15%, 20%) 短期: 総合課税 (10～39.6%)
債券・公社債投信	総合課税 (注2) (10～39.6%)	
デリバティブ取引 (注3)		

※譲渡所得の損失については、**無期限**の損失繰越可能

フランス

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	総合課税 (5.5%～45%)	総合課税 (5.5%～45%)
債券・公社債投信	総合課税 (5.5%～45%)	総合課税 (5.5%～45%)
デリバティブ取引 ^(注4)	総合課税(5.5%～45%)	

※譲渡所得(有価証券等)の範囲内で**10年間**の繰越可能

(注1) 総合課税(5～45%)も選択可能。

(注2) 年間3000ドルを上限に配当、利子、給与等の通常所得と通算可能。

(注3) 上場デリバティブ取引以外のデリバティブ取引は、通常所得となり、総合課税。

(注4) 国外デリバティブ取引は、総合課税で、キャピタルゲインと通算不可。

(注5) 株式の譲渡損は、(税收確保のため)株式の譲渡所得とのみ損益通算が可能。

(注6) アメリカは、他に州・地方政府税が課税。ドイツは、他に連帯付加税(税額の5.5%)が課税。フランスは、他に社会保障関連諸税(15.5%)が課税。

(参考)個人投資家の株式投資等に係る税制一般の国際比較

(財務省資料より作成)

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
株式等	譲渡益課税	20% ^(注2) (申告分離課税 ^(注3)) <25年12月まで10%>	長期 0%、15%、20% ^(注5) (段階的課税) 短期 10%～39.6% (総合課税)	18%、28% (段階的課税) (土地等の譲渡益と合わせて 10,900ポンドが非課税)	25% ^(注7) (申告分離課税 ^(注8)) (譲渡益・配当・利子の合計が [Ⓐ] 801ユーロ以下は非課税)	5.5～45% ^(注9) (総合課税) (8年超保有した場合、非課税)
	配当課税	^(注2) ①20% (申告分離課税 ^(注3)) <25年12月まで10%> 又は ②10～50% (総合課税)	^(注5) 0%、15%、20% (段階的課税)	10%、32.5%、37.5% (段階的課税)	^(注7) 25% (申告分離課税 ^(注8)) (譲渡益・配当・利子の合計が [Ⓐ] 801ユーロ以下は非課税)	^(注9) 5.5～45% (総合課税)
	法人税との二重課税の調整措置 ^(注1)	配当所得税額控除方式 (総合課税選択の場合)	調整措置なし	^(注6) 部分的インピュテーション方式	調整措置なし	配当所得一部控除方式 (受取配当の60%を株主の課税所得に算入)
	利子課税	20% (源泉分離課税 ^(注4))	^(注5) 10～39.6% (総合課税)	10%、20%、40%、45% (段階的課税)	^(注7) 25% (申告分離課税 ^(注8)) (譲渡益・配当・利子の合計が [Ⓐ] 801ユーロ以下は非課税)	^(注9) 5.5～45% (総合課税)

(注1) 配当の二重課税問題は、法人の受取配当においても発生。

(注2) 日本は、上場株式等についての税率。

(注3) 特定口座において源泉徴収を行う場合には申告不要も選択可。

(注4) 平成28年1月より、特定公社債等については申告分離課税。

(注5) アメリカは、他に州・地方政府税が課税される。

(注6) 受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する。

(注7) ドイツは、他に連帯付加税(税額の5.5%)が課税される。

(注8) 申告不要も選択可。また、申告により総合課税も選択可。

(注9) フランスは、他に社会保障関連諸税(15.5%)が課税される。

事業再生の一層の促進と地域の面的再生に係る取組み

金融機関

経営支援
資金供給

連携

地域経済活性化支援機構

事業再生ファンド

中小企業再生支援協議会

東日本大震災事業者再生
支援機構・産業復興機構

再生支援

中小
規模事業者
企業

26年度税制改正要望

個人事業者に係る
事業再生税制の創設

事業再生に係る固定資産税
の特例の創設

地域経済活性化支援機構に
係る企業再生税制適用拡大

再生企業への私財提供に係る非課税
措置の震災機構への適用拡大

25年度税制改正で措置

企業再生税制を「事業再生ファンド」
が債権放棄を行う場合にも拡大

企業再生税制を少額資産の
評価損にも拡大

再生企業への私財提供に係る
非課税措置の創設

2. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置(1)

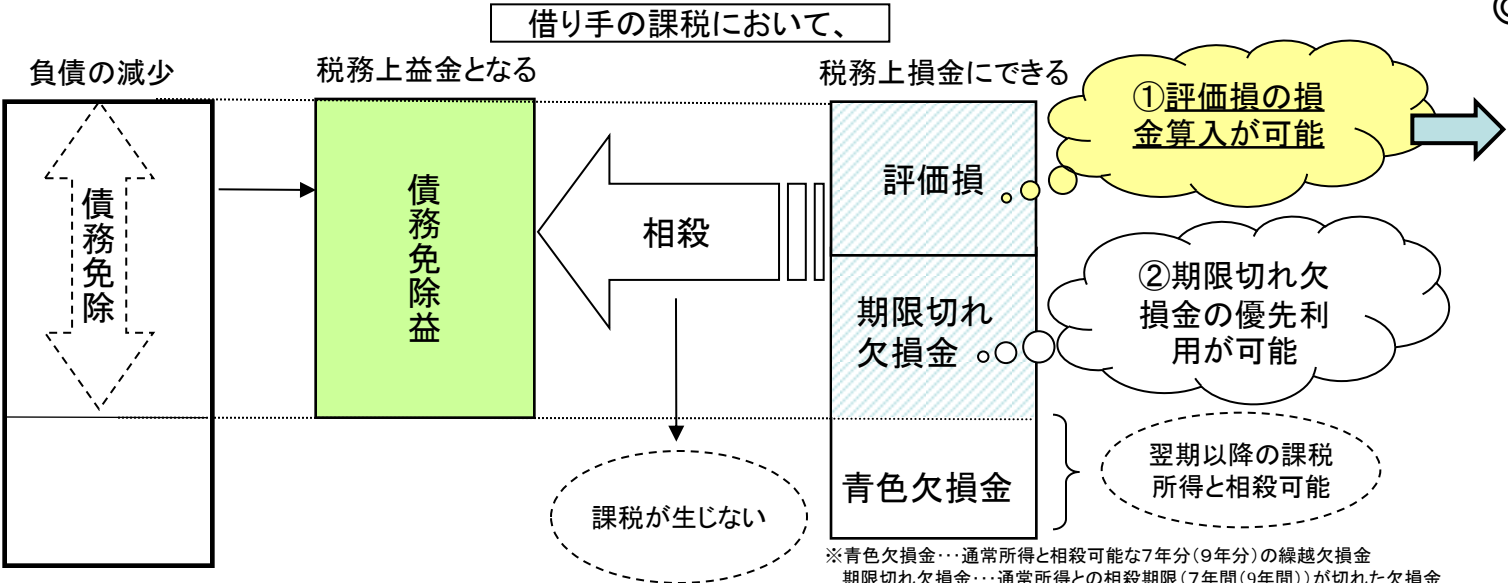
◆個人事業者に係る事業再生税制の創設

【現状及び問題点】

- 法人については、「合理的な再生計画」^(注)に基づき、再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう、法人税制において「企業再生税制」が措置されているところ。
- しかし、個人事業者については、合理的な再生計画に基づき、金融機関等から債権放棄を受ける場合であっても、所得税制(事業所得)において同様の税制措置が講じられていない。
- このため、個人事業者に対する債権放棄が進まず、事業再生や地域の面的再生の障害となっているケースが生じている。(注) 中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、事業再生実務家協会等の準則に則り作成された計画。

【要望事項】 合理的な再生計画に基づき、個人事業者が債権放棄を受ける場合についても、事業用資産に係る評価損について経費算入を認めること。

○「企業再生税制」(法人)の概要



◎要望の概要

個人事業者が保有する事業用資産に係る評価損についても経費算入を認めること。

2. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置(2)

◆事業再生に係る固定資産税の特例の創設

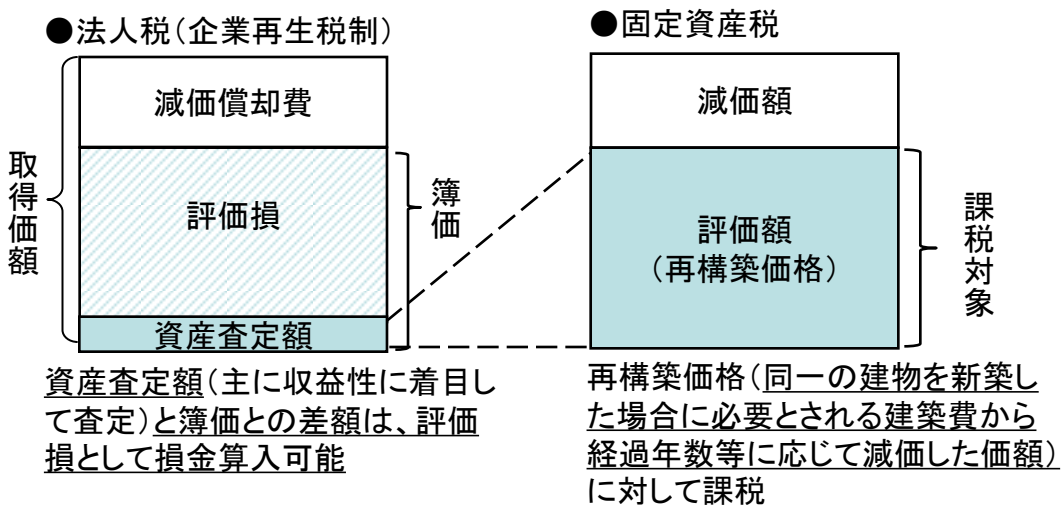
【現状及び問題点】

- 再生企業が、「合理的な再生計画」(注)に基づき、金融機関等から債権放棄を受ける場合には、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう、資産査定に基づく評価損について損金算入が認められており、当該査定結果が活用されているところ。
- 一方、固定資産税の課税標準の算定においては、合理的な再生計画において、再生企業が保有する建物等について適正な資産査定がなされる場合においても、当該査定結果が活用されていない。このため、例えば、実質的に移動していない建物等であっても、課税対象となる評価額が実際の価値よりも高く評価され、事業再生や地域の面的再生の障害となっているケースが生じている。

(注) 中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、事業再生実務家協会等の準則に則り作成された計画。

【要望事項】 合理的な再生計画の下、資産査定が行われている場合には、建物・設備等に係る固定資産税の軽減措置を認めること。

◎現状(建物の場合)



◎要望の概要

実質的に移動していない建物等について、課税対象となる評価額が高く算定されている場合があり、再生の障害となるケースが生じている。



合理的な再生計画の下、資産査定が行われている場合について、建物・設備等に係る固定資産税の評価額の減額見直し等を認めること。

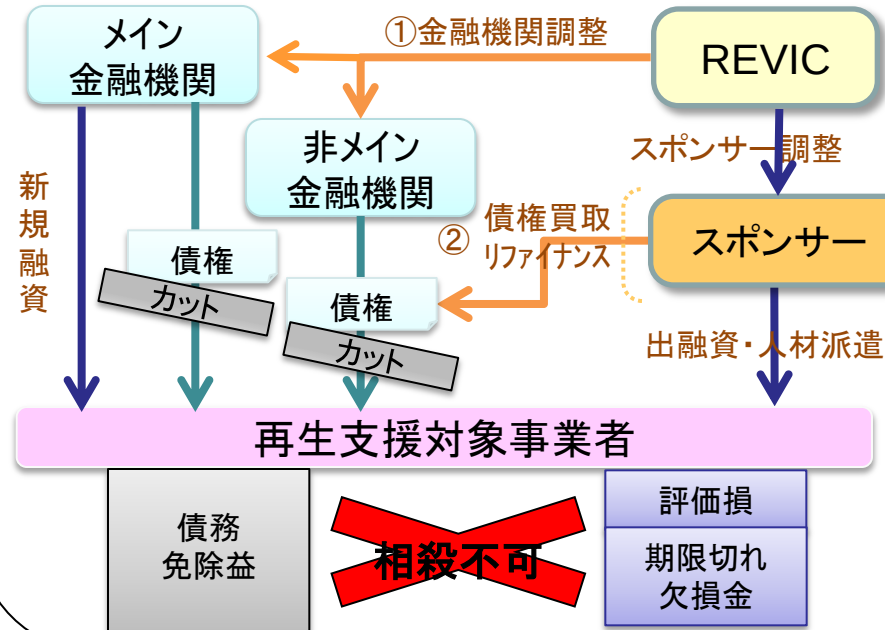
◆地域経済活性化支援機構に係る企業再生税制の適用の拡大

- 現行制度上、地域経済活性化支援機構による債権買取を前提とした債権者間調整のみを行うケースには、企業再生税制の適用が認められる(平成20年度税制改正要望にて措置)。
- 一方、平成25年3月の機構法改正により、債権買取を前提としない債権者間調整のみを行うケースが認められたものの、その場合の企業再生税制の適用は現状認められていない。

機構が債権者間調整のみを行い、金融機関等によって債務免除が行われた場合についても、「合理的な再生計画」^(注)に従って行われる事業再生として、企業再生税制の適用を認めること

(注) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての（機構等の）準則に則り作成された計画等

■適用できるケース(①②同時提示)



2. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置 (4)

◆経営者の私財提供に係る非課税措置の東日本大震災事業者再生支援機構への適用

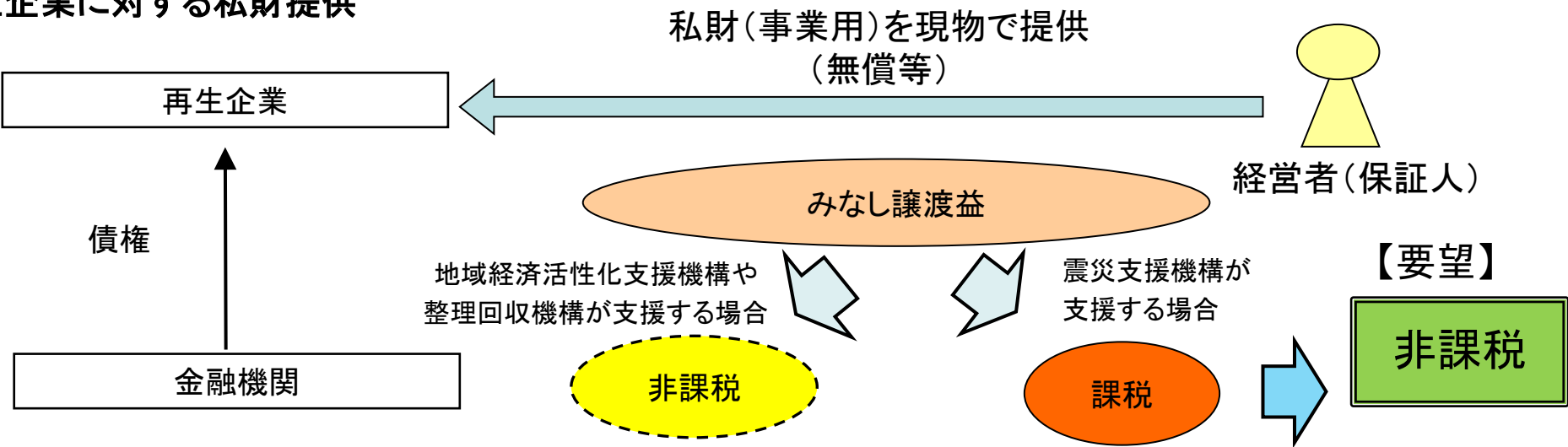
【現状及び問題点】

- 震災支援機構が支援する事業再生において、経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供した場合、経営者自身に利得がないにもかかわらず、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税が課せられる(みなし譲渡益課税)。
- 他方、地域経済活性化支援機構や整理回収機構等が支援する場合には、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供については、みなし譲渡益が非課税となる。

【要望内容】

震災支援機構が支援する事業再生においても、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、みなし譲渡益を非課税とすること。

○再生企業に対する私財提供



3. 国際的な金融取引の活性化に向けた税制面の対応(1)

◆国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)

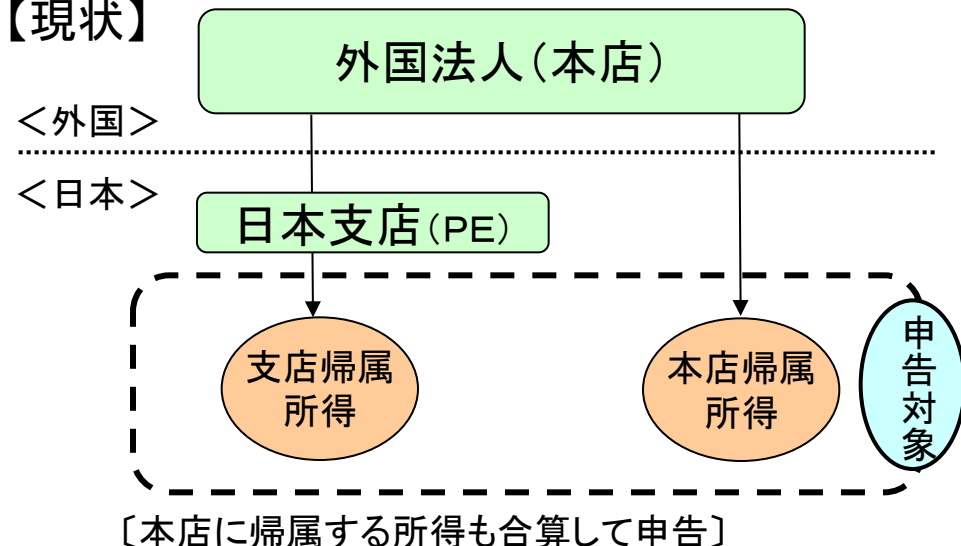
【現状及び問題点】

- OECD加盟の主要国においては、外国法人が国内に恒久的施設(PE)を有する場合、PEに帰属する所得のみを申告対象とすることとされている(帰属主義)。
 - しかしながら、我が国においては、外国法人が国内にPEを有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要(総合主義)。
- ⇒ 税制がグローバル・スタンダードから乖離しており、対内投資の阻害要因となっている。

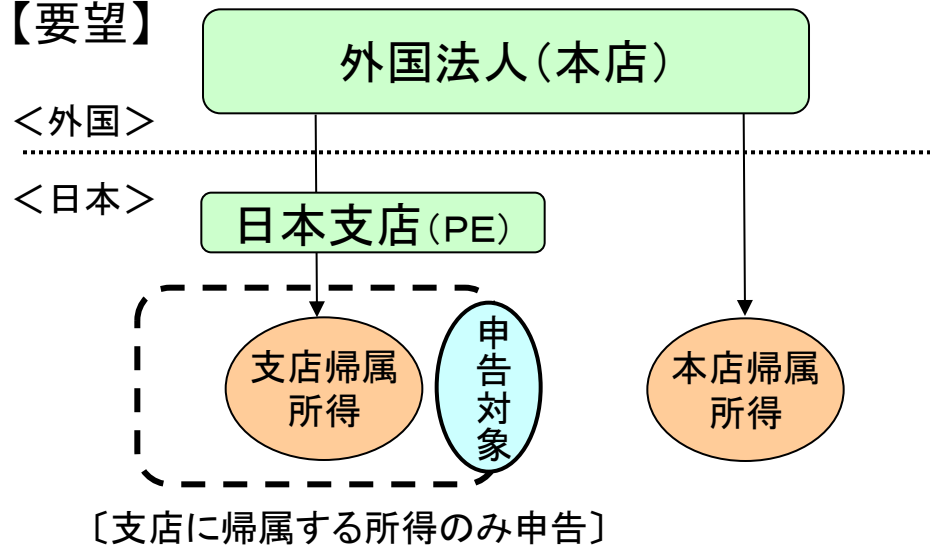
【要望事項】 外国法人の申告対象を、恒久的施設(PE)に帰属する所得に限定すること。

※ PEに帰属する所得の範囲について、本支店間の取引を認識することを前提とするOECDのアプローチ(AOA)を踏まえて見直すにあたり、金融機関への影響を十分に考慮すること。

【現状】



【要望】



3. 国際的な金融取引の活性化に向けた税制面の対応(2)

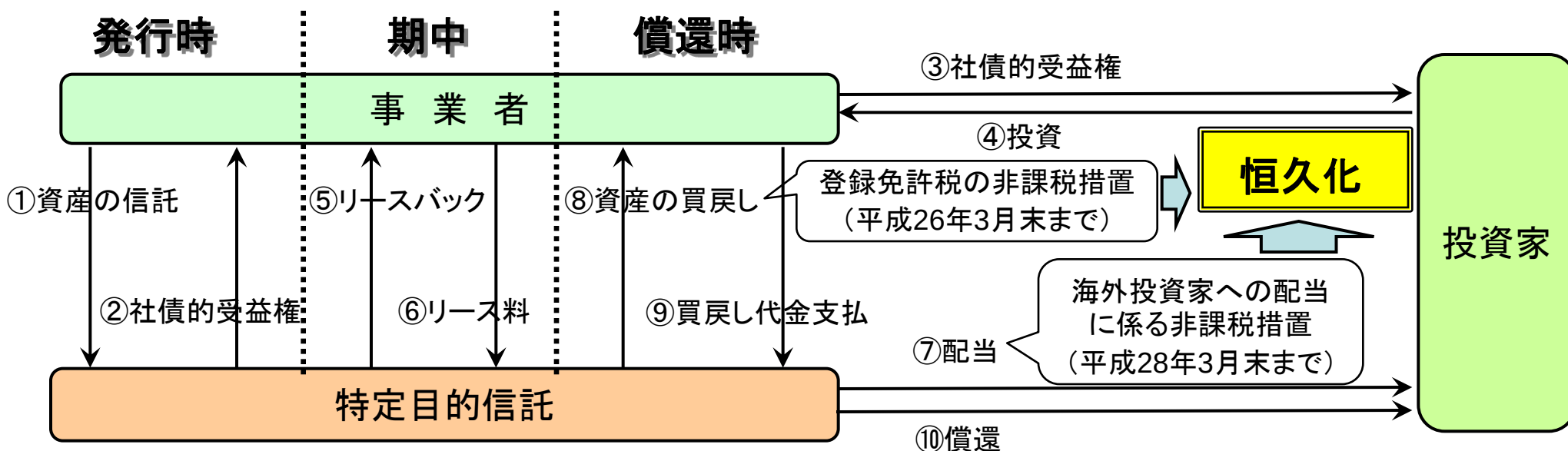
◆日本版スクーク(イスラム債)に係る非課税措置の恒久化

【現状及び問題点】

- 日本におけるスクークの発行を促し、日本市場の活性化につなげる観点から、経済的に社債と同等の性質を確保するため、日本版スクークに係る非課税措置の恒久化が求められる。
- しかし、信託からの資産の買戻しに係る登録免許税の非課税措置については、26年3月末までの時限措置とされており、今後、日本におけるスクークの発行が進まなくなるおそれがある。
※このほか、海外投資家への配当に係る非課税措置が平成28年3月末までとされている。

【要望事項】 日本版スクークに係る非課税措置を恒久化すること。

<日本版スクークの発行スキーム>



(注) ①はもともと非課税。⑧に関する不動産取得税の非課税は恒久化済み。

◆日本版スクーク(イスラム債)に係る非課税措置の恒久化

【日本版スクークの概要】

- スクーク(イスラム債)とは、利子を生じさせる社債を取り扱うことができないイスラムの投資家や発行体でも取り扱うことができる、イスラム法を遵守した金融商品で、経済的に社債と同等の性質を有するもの。
- 日本版スクークは、イスラムの投資家や発行体による日本市場での投資及び資金調達を可能とするため、日本の法制に従い組成されたもの。



日本版スクーク制度の存在により、日本市場の参加者の厚みが増し、市場の活性化につながるほか、我が国企業にとっても、資金調達手段・運用手段の多様化につながる。

【日本版スクークに関する税制上の手当て】

- 一方、日本版スクークはイスラム法を遵守するために特定目的信託を利用する等、取引スキームが複雑になっており、その結果、登録免許税等、通常の社債では生じない税負担が発生する。



このような仕組み上の税負担は、イスラムの投資家や発行体を日本市場に呼び込む観点から、恒久的に非課税とされるべき。

(注) 一部の非課税措置についてはすでに恒久化されているものの、信託からの資産の買戻しに係る登録免許税の非課税措置は、26年3月までとされているなど、時限措置が残っている。

〔その他の要望項目(1)〕 ◇は日切れ関連

【銀行関係】

- ◇ 預金保険法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ◇ 金融機能強化法等に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ◇ 承継銀行及び協定銀行に係る法人事業税(資本割)の課税標準の特例措置の延長
〔金融庁主担、財務省が共同要望〕
- ◇ 銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税(資本割)の課税標準の特例措置の延長
〔金融庁主担、財務省が共同要望〕
- ◆ 外国銀行代理業務の認可に係る登録免許税の免除措置
- ◆ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ〔農水省が共同要望〕
- ◆ 消費税の課税売上割合の算出方法の見直し
- ◆ 土地信託の登録免許税の非課税措置の拡充〔国交省が共同要望〕

【保険関係】

- ◇ 損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外
- ◆ 繰延消費税制度の見直し
- ◆ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◆ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持

〔その他の要望項目(2)〕 ◇は日切れ関連

【証券関係】

- ◆ 特定口座に係る利便性の向上に向けた所要の措置
- ◆ ETFの償還に係る課税の見直し
- ◆ 金融商品取引法(課徴金制度)の改正を受けた課徴金の損金不算入規定の維持
- ◆ 投資法人等に係る導管性要件等の見直し〔国交省が共同要望〕
- ◆ 投信法の改正等に伴う所要の措置

【国際課税関係】

- ◆ 金融機関のデリバティブ取引に係る現金担保利子の源泉徴収免除制度の導入
- ◆ 対日投資に係る税務手続等の国際標準化(AI制度の導入)

【共同要望項目(他府省主担)】

- ◇ 地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の延長〔内閣府主担〕
- ◇ 企業年金等の積立金に関する特別法人税の撤廃〔厚労省主担、財務省・農水省・経産省が共同要望〕
- ◆ 低炭素投資のための世代間資産移転促進に関する非課税措置の創設〔環境省主担〕
- ◆ 地域経済活性化支援機構に係る登録免許税の減免または軽減措置の拡大〔内閣府主担〕
- ◆ 確定拠出年金制度の拡充〔厚労省主担、経産省が共同要望〕